

生徒及び保護者様

インフルエンザ罹患による出席停止について

インフルエンザは出席停止となる感染症です。医師の指示に従って自宅で療養してください。
出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。
(学校保健安全法施行規則による基準)

※「発症した後5日を経過」とは「発症(発熱)した日を0日目として5日目まで」

※「解熱した後2日を経過」とは「解熱日を0日目として2日目まで」です。

なお、出席停止期間中は「学校欠席」や「授業の欠課」にはなりません。

出席停止期間の後、登校するときは、下記「インフルエンザ治癒報告書」を学校へ提出してください。
この報告書は保護者の方が記入するもので、医療機関が記入するものではありません。

インフルエンザ治癒報告書

提出日(登校日) 令和 年 月 日()

屋代高等学校・附属中学校長 様

年 組 番 生徒氏名

保護者名 印

下記のとおり報告します。

記

- インフルエンザの型 A型 B型 わからない
- 医療機関名と診断日 医院・病院 月 日
- 出席停止の状況(日にちを記入し、解熱日に○印をつけてください)

- ①発症(発熱)した日を0日目として5日目まで
②発熱しない場合は診断日の前日を0日目として5日目まで
③解熱日を0日目として2日目まで

※①②③のいずれか遅い日
まで出席停止

	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		← この間は登校できません →					解熱後2日経過すれば登校可		
月/日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
解熱日 に○印									

学 校 記入欄	出 席 停 止 期 間	
	令和 年 月 日() 時 限 目 ~ 月 日() 時 限 目	